

「令和8年度千葉県思春期オンライン相談事業」業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が発注する「令和8年度千葉県思春期オンライン相談事業」の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

1 事業の目的

思春期の児童・生徒および保護者を対象に、からだや成長、性やこころに関する悩み等について、助産師や心理士等の専門職が相談を行い、性や生殖に関する正しい情報が得られるよう相談体制を整備・充実することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託金額等

- (1) 委託額の上限は、2,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- (2) 委託金額には下記4から6に関する全ての経費を含むものとする。

4 委託業務の内容

本委託事業は、千葉県内に居住し、性や生殖に関して悩む思春期の児童及び生徒等を対象に行う、「令和8年度千葉県思春期オンライン相談事業」の企画、管理運営等を行うものである。

- (1) 相談業務

ア 相談員

相談員には、思春期の体や性と生殖（以下「性と生殖等」という。）に関する専門知識を有する助産師、及び一般社団法人日本家族計画協会が認定する「思春期保健相談士」と同等の思春期の体や性と生殖について知識を有している者を配置すること。

なお、相談員は、各種研修への参加等により、性と生殖等に関する専門性の向上に努めること。

イ 相談内容

- ① 思春期の体の変化に関する相談対応
- ② 性や生殖に関する正しい知識の普及

ウ 対応方法

以下の方法で相談を受け付けるものとする。

- ① オンラインによる相談（以下「オンライン相談」という。）

オンライン相談については、オンラインツール（Zoom等）を利用して音声のみのオンライン形式で実施することも可とする。

- ② メールによる相談（以下「メール相談」という。）

専用のメールアドレスを設け、実施すること。

エ 開設時間

オンライン相談は、週2日（平日1日、土日祝日1日）、各3時間。開設日が祝日に当たる場合は、開設することとする（12月29日から1月3日は除く）。

なお、開設日のうち1日は、夜間（目安：午後5時から午後8時）に相談時間を設けることとする。他1日は、相談者が利用しやすい時間を考慮し、千葉県と協議のうえ、設けることとする。

オ 相談対応

相談者の不安や悩みが解消されるよう、適切な助言及び情報提供を行い、性や生殖以外の相談については、状況に応じて、相談窓口等の情報提供を行うこと。

また、苦情等の対応については、受託者が誠実かつ適切に処理すること。

カ 相談の記録

相談者に関する情報、相談内容、回答内容等を別紙1に記録し、翌月の15日までに千葉県に報告すること。

（2） 事故報告

事故（例：個人情報流出 等）に該当する事案が発生したときは、速やかに千葉県へ報告することとし、事故対応について千葉県から指示があった場合には、これに従うこと。

（3） 普及啓発

団体の取組みと併せて、本事業の周知を図ること。

（4） 業務の引継ぎ

受託者は、本委託契約が終了し、翌年度の契約締結が見込まれない場合は、翌年度の受託者と十分に業務の引継ぎを行い、本事業に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、事前に引き継ぎ書を作成し、千葉県の承諾を得ること。

なお、相談を受けるために使用していたオンライン回線については、業務の継続性に必要な場合は、併せて引継ぎを行うこととする。

また、引継ぎ終了後は、受託者が所有する本委託事業に関する一切のデータ及び紙媒体の資料を破棄し、その旨を千葉県に文書で速やかに報告すること。

5 実施体制

（1） 受託者は、本委託契約締結後に、本契約に係る実施体制及びスケジュール等を記載した「業務実施計画書」を作成し、千葉県の承認を得ること。

（2） 人員体制の整備

ア 相談業務等を円滑に実施するため、事業責任者を配置すること。

イ 相談業務を安定的かつ効率的に運営できるよう、人員体制を整備すること。

ウ 本委託業務への従事者名簿を作成し、業務開始前に千葉県へ提出すること。

名簿へは、氏名・保有資格を記載することとし、記載内容に変更が生じた際はその都度速やかに千葉県へ報告すること。

（3） 相談員への指導は、受託者が実施すること。

6 電話回線、メールアドレス及びネットワーク環境

- (1) オンライン相談に使用する電話回線は受託者が用意し、取得・使用・管理に係る経費は受託者が負担する。なお、電話回線等の種類は指定しないが、相談者が利用しやすいものとする。
- (2) オンライン相談の予約受付にメールを使用する場合、メールアドレスは受託者が用意し、取得・使用・管理に係る経費は受託者が負担する。
- (3) 電話番号及びメールアドレスの文字列については、千葉県と協議のうえ決定することとする。
- (4) オンライン相談に必要なネットワーク環境は受託者が用意することとし、環境整備・利用に係る経費は受託者が負担する。
- (5) 相談等に係る通話料及び通信料は、相談者が負担する。

7 セキュリティ対策

- (1) 個人情報の保護
本委託業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行うものとする。
- (2) セキュリティ対策の実施
本委託業務の実施に当たっては、以下の対策を行うこと。
 - ア セキュリティ対策規定等の整備
 - イ 監査・点検等の実施
 - ウ 緊急時の連絡体制

8 損害への対応

- (1) 受託者は、本委託業務を自己の責任において実施することとし、受託者が被った損害について千葉県に対して賠償を請求しない。
- (2) 受託者は、本委託業務の実施にあたり、故意または過失により千葉県又は第三者に損害を与えたときは、受託者の責任で賠償する。

9 報告

受託者は、別に定めるところにより、本事業の実施状況について、千葉県へ報告するものとする。

10 その他の事項

- (1) 関係法令及び守秘義務の遵守
受託者は、本委託業務に関連する全ての関係法令及び規則を遵守すること。また、本委託業務を行うにあたり業務上知り得た情報を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。なお、本委託業務終了後も同様とする。
- (2) 再委託について
委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、下記事項について、あらかじめ千葉県の承認を

受けなければならない。

- ア 再委託の相手方の名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託を行う必要性
- エ 契約金額

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、千葉県と協議のうえ、決定することとする。

(4) その他

- ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、千葉県と協議すること。
- イ 本事業の権利については、全て千葉県に帰属するものである。
- ウ 受託者は、本業務の質の向上に努めること。また、常に最新の医療、福祉等に関する情報を収集し、相談者に提供すること。